平成 25 年度第6回

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 議 次 第

日 時 平成26年2月20日(木) 午後4時30分~ 会 場 宇都宮市役所14階

1 4 A 会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 報告事項
 - ・報告第1号 国民健康保険税の税率改定状況について
 - ・報告第2号 国保アクションプラン25の取組状況と 国保アクションプラン26の主な取組(案)について
 - ・報告第3号 平成26年度 国民健康保険特別会計当初予算(案)の 概要について
- (2) その他
- 3 その他
- 4 閉 会

宇都宮市国民健康保険運営協議会委員名簿

委員種別	氏 名	役 職 等
	福田 久美子	市 議 会 議 員
	山本 正人	"
 第 1 号 委 員	山口 ゆりえ	市商工会議所青年部 理事
■ 第 「 亏 安 貝 ■ 被保険者代表	鹿 野 順 子	"女性部理事
放床與自己农	吉田利夫	市 農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理 者
	山 角 庸 岐	公 募 委 員
	吉 澤 勝	ıı .
	稲 野 秀 孝	市医師会会長
	吉田 良二	市医師会副会長
第 2 号 委 員	齋 藤 公司	ıı .
保 険 医・ 保険薬剤師	菊 池 進 一	ıı .
代表表	北 條 茂 男	市歯科医師会会長
	赤 沼 岩 男	市歯科医師会副会長
	廣 田 孝 之	市薬剤師会理事
	荒 木 英 知	市 議 会 議 員
	金沢力	ıı
第 3 号 委 員	◎塚田 典功	ıı .
公益代表	〇 岡 地 和 男	市 社 会 福 祉 協 議 会 事 務 局 長
Z III 10 13	鈴 木 逸 朗	市民生委員児童委員協議会会長
	山 口 裕	宇 都 宮 人 権 擁 護 委 員 協 議 会 <u>宇 都 宮 部 会 委 員</u>
	笹 川 陽子	字 都 宮 共 和 大 学 教 員 専 任 講 師
第 4 号 委 員	栗田 昭治	全国健康保険協会栃木支部 支 <u></u> 部 長
被用者保険等	郷 孝 夫	据木県市町村職員共済組合 事 務 局 長
保険者代表	野中貞明	析 木県トラック健康保険組合 常 務 理 事

◎:会長 ○:会長職務代理者

事 務 局 名 簿

氏 名	役 職
川中子 武保	保健福祉部長
須 藤 浩 二	保健福祉部次長
小久保 雅司	保健福祉部保健福祉総務課総務担当主幹
森 岡 安 夫	保健福祉部保険年金課長 1
大 野 貴 司	保健福祉部保険年金課長補佐
野 沢 努	保険年金課管理グループ係長
佐 藤 雅 俊	保険年金課国保給付グループ係長
髙 栖 守 能	保険年金課国保税グループ係長
阿 部 宏 之	保険年金課収納グループ係長
中 村 正 基	保険年金課滞納整理グループ係長
高橋 善行	保険年金課管理グループ総括主査 2
小井川 雅美	保険年金課国保給付グループ総括主査
髙橋 英之	保険年金課国保税グループ総括主査
古川 信也	保険年金課収納グループ総括主査
福富政男	保険年金課滞納整理グループ総括主査
川俣浩	保健福祉部健康増進課長
岡田 美穂子	健康増進課健康診査グループ係長

- 1 書記長
- 2 書記

報告第1号

国民健康保険税の税率改定状況について

1 国民健康保険税条例の改正について

国民健康保険税の税率について,国民健康保険税条例の改正議案が市議会の12月 定例会で可決された。

(1) 税率の改定内容について

協議会からの答申に基づき、一般会計からの繰入を行った上で収支均衡を図り、 応能割(所得割)と応益割(均等割・平等割)の割合が保険区分ごとに50対50 となるように税率を算定

ア保険区分		保険分 保険者)	後期高齢 (全被係	者支援金分 R険者)	介護納付金分 (40歳以上65歳 未満の被保険者)		
イ 賦課方式	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	
所 得 割	6.00%	6.36%	2.35%	2.55%	2.05%	2.07%	
均等割	23,300円	25,900円	8,200円	9,800円	8,200円	10,500円	
平等割	20,000円	19,000円	7,000円	7,200 円	6,900円	6,400 円	
課 税 限 度 額 510,000 円			140,0	000 円	120,0	000 円	

ア 保険区分

医療保険分 … 医療給付費,保健事業費等を賄うためのもの 後期高齢者支援金分 … 75歳以上が加入する後期高齢者医療制度を支える ためのもの

介護納付金分 … 4 0 歳以上が加入する介護保険制度を支えるためのもの 6 5歳以上の方は,国保税とは別に介護保険料を納付する。

イ 賦課方式

所得割 ... 被保険者全員の前年中の合計所得額に応じて算定されるもの

均等割 ... 被保険者の人数に応じて算定されるもの

平等割 ... 1世帯につき一律で算定されるもの

(2) 1人当たりの国民健康保険税年税額

	改定前	改定後	差額	増加率
平成26年度	93,055 円	98,827円	5,772円	6.2%
平成27年度	93,151 円	98,924 円	5,773 円	6.2%

国民健康保険税賦課総額を被保険者総数で除した額

2 市民への周知について

市民に対して、速やかに幅広く周知するため、広報紙など様々な媒体を通じ、複数回お知らせを行う。

(1) 主な周知方法

・「広報うつのみや」

平成26年3月号,5月号,7月号において,国民健康保険の現状や税率改定 などの記事を掲載

- ・市ホームページ
 - 3月から国民健康保険の現状や税率改定などについて掲載
- ・リーフレット「国民健康保険税について」

4月以降,本庁や出先機関の窓口などで配布するほか,7月発送の当初納税通知書に同封し,全世帯に周知

(2) 市民からの問い合わせへの対応

市民から窓口や電話で税率改定について問い合わせがあった場合には,税率改定の趣旨や改定後の税率による保険税額の試算など,丁寧に説明

報告第2号

国保アクションプラン25の取組状況と国保アクションプラン26の主な取組(案)について

1 保険税収納率の向上

施策	主な取組(平成 25 年度), 実績 Plan Do	評 価 Check	改善点 , 今後の方向性 Act	平成 26 年度の主な取組 P l a n
(1)口座振替の 加入促進	新規加入件数【目標:3,000件】 12月末 うち, 見込 (実績) 25年度 2,344件 377件 3,000件 24年度 2,285件 397件 2,913件	・口座振替加入者は増加しており,新規加入件数3,000件の目標を達成する見込みである。		
	口座振替加入キャンペーンの実施 新規加入者に宇都宮の特産品を抽選で贈呈 (7~8月)(期間中新規加入件数1,251件)	・キャンペーン期間(7月~8月)の申 込件数は新規加入件数のうち約4割を 占めており,効果的な取組であった。	・口座振替加入推進に効果があること から引き続き口座振替加入キャンペ ーンを実施する。	口座振替加入キャンペーンの実施 抽選による記念品贈呈
	ペイジー口座振替受付サービスの活用 本庁窓口での受付 364件(12月末現在) 出先機関での出張受付 新規 申込 13件 相談 15件 13 か所で実施(地域自治センター2 か所,地区市民センター11 か所) ・出張受付については,納税通知書へのちらし同封,広報紙やホームページにより周知 ペイジー口座振替受付サービスキャッシュカードを携帯端末に通すだけで,簡単に口座振替の申込みができるサービス(通帳や通帳印不要)	・国保加入手続き時など被保険者が来庁する際に勧奨することで,多くの加入があった。 ・市民の利便性向上を図るため,出先機関において口座振替申込みの出張受付を行ったが,申込み件数が少なかった。	・ペイジー口座振替受付サービスは利 便性が高く,加入促進に効果的であ ることから引き続き実施するととも に,より効果的な活用方法について 検討する。	ペイジー口座振替受付サービスの活用 本庁窓口での受付 より効果的な活用方法の検討
	口座振替申込書の送付口座振替未加入者を対象として各種郵送物に口座振替申込書を同封同封する郵送物12 月末当初納税通知書48,113 通毎月の国保税更正通知書9,805 通新規納税催告センター文書催告1,696 通合計59,614 通	・口座振替未加入者を対象として,納税 通知書に口座振替申込書を同封することにより,効率的な周知を図ることができた。 ・納税催告センターの文書催告を活用し,初期段階の滞納者に対する口座振替の周知を図ることができた。	することは,効率的であることから	口座振替申込書の送付 納税通知書及び国保税更正通知書への 同封 納税催告センター文書催告への同封
	窓口等での加入勧奨 窓口での国保加入手続きや納税相談時における口座振替 の加入案内及び申込書配付 市の広報紙やホームページ(動画案内等)による周知啓発	・窓口やホームページにより口座振替の 周知を図ることができた。	・国保加入手続き時等における窓口での勧奨を継続して実施するとともに、引き続き広報活動にも取り組んでいく。	窓口等での加入勧奨 国保加入手続きや納税相談時における 勧奨 広報紙やホームページでの周知啓発

施策	主な取組(平成 25 年度), 実績	評 価	改善点,今後の方向性	平成 26 年度の主な取組
旭 垛	Plan Do	Check	Act	Plan
(2) <u>納税環境の整備</u>	電子納付などによる納税環境整備の検討 納税者の利便性の向上を図るため、ペイジー収納の導入 やコンビニ納付の利用拡大(納期限後納付)について検 討 ペイジー収納 パソコン、携帯電話から、収納窓口に出向くことなく2 4時間納付が可能。また、ATMの利用も可能 コンビニ納付 銀行や地区市民センター等に出向くことなく、最寄りの コンビニエンスストアで24時間納付が可能	・ペイジー収納の導入とコンビニ納付の 利用拡大に向け,庁内組織の市税等収 納対策本部や情報化推進本部等におい て,具体的な検討を進めることができ た。	・納税しやすい環境を整備し,納税者 の利便性の向上を図るため,引き続 きペイジー収納の導入やコンビニ納 付の利用拡大の実施に向けて検討を 進めていく。	電子納付などによる納税環境の整備 市税と一体的にペイジー収納の導入, コンビニ納付の利用拡大について検討
 (3)納税催告センターの	電話催告	・電話催告対象者の拡大や夜間電話催告	・本人との接触件数を高めるため,引	電話催告
活用 現年度滞納者対象 納税催告センター 初期段階の現年度滞 納者に対する電話催告 や文書催告を,市税等	現年度滞納者に対する催告実施 夜間帯や休日の催告実施 ・平日電話催告(12 時~20 時) ・休日電話催告(9 時~17 時,月2回) 架電件数 うち接触件数 25 年度 7,465 件 3,369 件 24 年度 5,071 件 2,311 件 各年 12 月末現在	により架電件数 , 接触件数とも大幅に 増加させることができた。	き続き現年度滞納者への全件催告や 夜間電話催告を実施する。	現年度滞納者に対する催告実施 夜間帯や休日の催告実施
と一体となって効率的かつ早期に実施することを目的とし,平成21年度に設置	文書催告 電話催告の不在者及び電話番号不明者に対する文書催告 12 月末 25 年度 11,216 件 24 年度 5,608 件	・電話催告不在者などに対する文書催告 の早期実施を徹底したことにより,文 書催告件数も増加した。	・電話催告不在者などに対しては,引き続き文書催告を実施する。	文書催告 電話催告不在者などに対する文書催告 の実施
(4)徴収嘱託員の活用	徴収嘱託員による訪問徴収 催告センター催告後の初期段階の滞納者や滞納繰越のある滞納者への徴収嘱託員による訪問徴収 徴収金額 【目標:現年度徴収額 135,000 千円】 12 月末 見込(実績) 25 現年度 79,872 千円 127,000 千円 年度 過年度 214,148 千円 275,000 千円 24 現年度 81,569 千円 128,658 千円 年度 過年度 229,417 千円 287,407 千円	・徴収嘱託員の徴収額はやや減少したが、24時間納付可能なコンビニ収納や納税催告センターの活用などの収納対策の効果により、全体としての収納額は前年度を上回った。	・徴収嘱託員により一定の収納額は確保していることから、引き続き徴収嘱託員による徴収を実施するとともに、より効果的な活用について検討していく。	徴収嘱託員による訪問徴収 徴収嘱託員による訪問徴収の実施 【目標】現年度徴収額 132,000 千円 (25 年度見込比 5,000 千円増)
(5)電話催告(職員) 現年度滞納者対象	職員による電話催告 納税催告センターや徴収嘱託員の訪問後の未接触者や対応が困難な滞納者に対して職員による電話催告を実施	・実施回数を前年度の4回から6回に増 やした結果,架電件数及び納税約束・ 納税指導件数ともに増加した。	・納税催告センターや徴収嘱託員と緊密に連携を図り、段階に応じた効果的な電話催告を引き続き実施し、早期納付や滞納の累積防止につなげる。	職員による電話催告 強化 現年度滞納者であっても納付資力があ る場合には滞納処分を前提とした納税 指導を行い,強化を図る。

施策	主な取組(平成 25 年度), 実績	評 価	改善点 , 今後の方向性	平成 26 年度の主な取組
施策	Plan Do	Check	Act	Plan
(6)臨戸訪問(職員)	職員による臨戸訪問の実施 納税催告センターや徴収嘱託員では対応が困難な滞納者 に対して,職員が臨戸訪問 初期段階の滞納者に対して,全庁支援・部内支援により,休日に臨戸訪問 (12月・2月に4部23課延べ58名が従事) 訪問件数・徴収金額 【目標:徴収金額3,000千円】 12月末 見込(実績) 訪問件数 徴収金額 訪問件数 徴収金額 25 478件 1,954千円 800件 2,500千円 24 461件 1,469千円 763件 2,264千円	・納税指導や生活実態調査(財産調査) に重点を置いた臨戸訪問を行った結 果,徴収金額が増加した。	・引き続き職員が臨戸訪問して納税相談・指導,生活状況の確認などを行い,納税意識の向上を図るとともに,納付資力がある場合には滞納処分を前提とした指導を行う。	職員による臨戸訪問の実施 高額滞納者や対応困難な滞納者に対す る訪問納税指導,生活実態調査(財産 調査)の実施 金融機関への預金調査などに併せた効 率的・効果的な臨戸訪問の実施 全庁支援,部内支援による休日臨戸訪 問の実施 (12月・2月に4部23課で実施) 【目標】徴収金額 3,000千円 (25年度見込比 500千円増)
(7)文書催告(職員)	カラー催告の実施 過年度からの滞納者のほか,現年度のみの滞納者に対しても実施 カラー催告件数【目標:16,000件】 1月末 見込(実績) 25年度 11,095件 16,000件 24年度 10,763件 13,279件 カラー催告 滞納の状況に応じて,段階的に文面を強化し,色を変えた文書 [特別催告(青),差押警告(黄),差押予告(赤)]	・滞納繰越の未然防止を図るため, <u>現年</u> 度のみの滞納者に対してもカラー催告を実施した結果,前年度を上回る実績となった。	・引き続き,過年度からの滞納者へのカラー催告を実施するとともに, <u>現年度のみの滞納者へのカラー催告を強化</u> し,滞納繰越の未然防止と早期納付につなげる。	カラー催告の実施 強化 過年度からの滞納者のほか, <u>現年度のみの滞納者に対し強化</u> 【目標】カラー催告送付件数 16,000件
(8)滞納処分の強化	差押えの執行 長期・高額滞納者について,債権等の調査を徹底し,生活状況や納付資力等を見極めた上で,差押えを執行 差押え件数・収納額 (うち債権) 25 年度 545 件 67,371 千円 (517 件) 24 年度 410 件 57,306 千円 各年 1 月末現在 債権:預貯金,生命保険,給与等	・長期・高額滞納者について,換価性の 高い債権の調査を徹底し,差押えを強 化した結果,差押え件数,収納額とも 大幅に増加した。	・引き続き、長期・高額滞納者について、換価性の高い債権を中心に差押えを行うとともに、現年度のみの滞納者に対しても早期に差押えを執行し、滞納の早期解消を図る。 ・長期・高額滞納者で、換価価値のある財産が不明な場合等には、捜索や公売など、新たな滞納整理の手法に取組む。	差押えの執行 強化 長期・高額滞納者に対する債権を中心 とした差押えの執行と換価の早期実施 現年度のみの滞納者に対する差押えや 換価の早期実施 捜索及び公売の実施 新規 預貯金などの財産が不明な場合,滞納 者宅への強制的な立ち入り調査(捜索)を行うとともに,差押え財産の公売を実施する。

<u> </u>	 主な取組(平成 25 年度), 実績	評 価	改善点 , 今後の方向性	平成 26 年度の主な取組	
施策	Plan Do	C h e c k	A c t	Plan	
(9)特別収納対策室との 連携	特別収納対策室と連携した滞納処分 市税等と一体化した差押え 特別収納対策室への移管状況	・これまでの取組により,長期・高額滞納者が減少し,移管件数,差押件数とも減となっているが,収納額は一定の額を確保している。	・市税等と一体化した滞納処分により,長期・高額滞納者が減少しており,引き続き,特別収納対策室との連携を図る。	特別収納対策室と連携した滞納処分 市税等と一体化した差押えの実施	
特別収納対策室 長期・高額滞納者に 対する滞納処分を,市 税等と一体的に行うこ とを目的とし,平成 22年度に設置	移管 件数 昨年までに 差押え済 差押え件数 (うち債権) 収納額 25 年度 472 件 203 件 45 件 (41 件) 23,796 千円 24 年度 502 件 207 件 78 件 (74 件) 24,191 千円 各年 12 月末現在 移管基準: 1 年以上納付・相談がなく,50 万円以上滞納	igで唯体OCVTO。	圧形で囚る。		
(10)資格の適正化 (二重資格の解消)	二重資格の解消 「ねんきんネット」の情報に基づく国保脱退勧奨者について,届出がなくても職権による国保資格喪失を行う。 (平成25年10月から新規実施) 職権による国保資格喪失処理件数 1月末現在16件 (年度末見込み100件) 「ねんきんネット」の情報を活用し,社会保険加入の可能性がある者に対して,国保脱退届出の勧奨通知を送付する。 勧奨通知件数 1月末 見込(実績) 25年度 145件 300件 24年度 344件 401件 ねんきんネット 年金被保険者の加入状況等の情報を管理する日本年金機構のオンラインシステム	国保資格喪失が可能となったため,二 重資格の解消が効果的に図れた。 ・勧奨通知については,「ねんきんネット」を活用し,より精度の高い情報に基づき,対象者を抽出したため,通知件数は減少した。	・引き続き「ねんきんネット」を活用し、二重資格解消のための届出勧奨と職権処理を行う。	二重資格の解消 「ねんきんネット」を活用した届出勧 奨と職権処理の実施	
(11)資格証明書・ 短期被保険者証 の交付	資格証明書・短期被保険者証の交付資格証明書短期被保険者証25 年度3,969 件2,811 件24 年度3,876 件2,793 件各年度 10 月 1 日現在 (保険証更新時)短期被保険者証の有効期間: 1 か月,6 か月	・資格証明書,短期被保険者証の交付に ついては,電話催告や各種文書催告書 の送付,職員による臨戸訪問等により 納税相談の機会の確保に最大限努め, 納付状況に応じ適切に交付を行った。	・資格証明書,短期被保険者証を交付することにより滞納者との接触の機会の確保が図れることから,滞納の事情把握や納税相談を実施し,引き続き状況に応じて適切に交付する。	資格証明書・短期被保険者証の交付 臨戸訪問,相談業務,実態調査により 接触の機会を確保し,適切に資格証明 書,短期被保険者証を交付する。	

施策	主な取組(平成 25 年度), 実績 評 イ				価	改善点,今後	後の方向性	平成 26 年度の主な取組	
ル 東		Plan	Dо		Ched	: k	A c	t	Plan
(計画の目標値) 現年度収納率	2 5 年度	1 月末現在 7 2 . 3 5 % 7 1 . 9 0 %	目標 86.50% 86.50%	見込(実績 86.00 ⁰ 84.91 ⁰	% □	2 6 年度	目 標87.00%		経営改革プランでの目標 6年度 88%
	【参 考】現年度以	又納率の推移					(単位:%)		
		2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度 (見込み)	・目標収約	
	現年度収納率	83.92	83.29	83.67	84.37	84.91	86.00	対策や差押えの強化により 以降の収納率は向上している	類えの強化により,平成22年度 初率は向上している。
	87 86 85 84 83	83.92	83.29	83.67	84.37	84.91	86.00		
	82 —	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H25(見込み)		

2 医療費の適正化

施策	主な取組(平成 25 年度), 実績	評価	改善点 , 今後の方向性	平成 26 年度の主な取組
ルー・東	Plan Do	Check	Act	Plan
(12)ジェネリック	ジェネリック医薬品差額通知の送付 (件)	・ <u>ジェネリック医薬品差額通知の効果を検証した結</u>	・差額通知については,短期的に医療	ジェネリック医薬品差額通知の送付
医薬品の普及促進	5月 8月 11月 2月 計	<u>果,ジェネリック医薬品の普及促進が図られ医療</u>	費削減効果があることから,引き続	拡充
	件数 4,173 3,893 3,858 3,733 15,657	費適正化に効果的な方策であることが確認でき	き実施するとともに,より効果的な	7,500 件/回
	ジェネリック医薬品差額通知の効果検証を実施	<u>た。</u>	通知とするため,通知対象者・通知	対象年齢 18 歳以上 制限撤廃
	年間削減効果額 約23,000千円		基準・送付回数を見直す。	_ 差額(月) 300 円以上 100 円以上
	使用者の割合 5人に1人 3人に1人			_ 発送時期 3か月毎(年4回)
				<u>4か月毎(年3回)</u>
				【目標】削減効果額 30,000 千円
				(25年度比 7,000千円増)
	周知広報	・お願いカードの配付や広報紙により周知を図るこ		周知広報
	・「お願いカード」の配付(国保加入手続き時)	とができ,ジェネリック医薬品差額通知ととも	などによる周知を実施するととも	・「お願いカード」の配付
	・広報紙などによる周知	に,ジェネリック医薬品の普及促進に効果があっ	に, <u>ホームページによる周知広報に</u>	・広報紙, <u>ホームページ</u> などによる周
		<i>た</i> 。	<u>も取組む</u> 。	知
 (13)レセプト点検	レセプト点検の推進	・平成23年度のレセプトの電子化以降,レセプト	・引き続き効果的なレセプト点検に取	
の推進	・実施体制	の点数算定や計算等の誤りが年々減少しているこ	組むとともに、療養費(柔道整復	療養費については,医科レセプトとの
47)IL/E	点検員:医療事務資格を有する嘱託職員7名	とから,過誤調整件数,財政効果額ともに減少し	師・はり・きゅう・あんま・マッサ	突合点検,施術部位点検による内容点
	・レセプト点検による効果	ている。	ージ)については内容点検を強化	検を強化する。
	【目標:総点検件数 2,000 千件	・療養費については,訪問マッサージ事業者の施術	<u>し</u> ,適正給付に努める。	1X C 1410 7 0 6
	財政効果額 250,000 千円】	について内容点検を行った結果,減額査定や不支	<u>o /</u> zamma () 1000 0 0	
	総点検数 過誤調整件数 財政効果額	給査定により,適正給付が図られた。		
	見込(実績) 見込(実績) 見込(実績)			【目標】財政効果額 200,000 千円
	25 年度 2,100 千件 18,500 件 200,000 千円			
	24 年度 1,999 千件 19,313 件 225,660 千円			

3 保健事業の充実

施策	主な取組(平成 25 年度), 実績 P l a n D o	評 価 Check	改善点 , 今後の方向性 A c t	平成 26 年度の主な取組 P l a n
(14)特定健康診査・ 特定保健指導の 推進	【特定健康診查】 特定健康診查受診率【目標:30%】 12 月末 見込(実績) 25 年度 16.0% 27.0% 24 年度 14.8% 25.3%	【特定健康診査】 ・様々な媒体による周知啓発や,対象者を絞り込んだ未受診者への勧奨通知などの取組を実施した結果,特定健康診査の受診率が向上した。	【特定健康診査】	【特定健康診査】
	様々な媒体による周知啓発 ・広報うつのみや(年2回/5月・11月) ・国保だより(年2回/7月・9月) ・ポスター掲示(随時/医療機関等) ・新聞折り込み広告(年1回/8月) ・周知啓発文言入り封筒の使用(随時) ・国保連によるラジオ広報や新聞広報 平成24年度に本市で実施した新聞掲載を踏まえ、費用対効果やスケールメリットを考慮し国保連へ働きかけを行ったことにより実施		・未受診者への受診喚起には,継続した周知啓発が必要であることから, 引き続き,関係団体とも連携し,あらゆる機会を捉えて周知啓発を図る。	・広報うつのみや(年2回/5月・11月) ・国保だより(年2回/7月・9月)
	未受診者への受診勧奨 効果的な勧奨通知の送付 ・受診行動につながりやすい過去に受診歴の ある未受診者 ・受診率が低い40歳代,50歳代の働きざ かりの未受診者 送付件数:29,823件	・ <u>対象を絞ることで,受診喚起につながる効果的な</u> <u>勧奨ができた。</u>	・引き続き,対象者を絞って勧奨通知 を送付するとともに,その他の未受 診者には,様々な媒体による周知啓 発を行う。	未受診者への受診勧奨 効果的な勧奨通知の送付
	健診機会の拡充 ・人間ドック健診との同時受診	・人間ドックとの同時受診,早朝健診,出前健診, 全国健康保険協会栃木支部との合同健診は受診者 が多く,一定の効果を得ることができた。 ただし,働く世代の利便性に配慮し企画した夜間 健診については,胃がん検診との同時受診のニー ズが高かったことなどから,申込者が少なかっ た。	・人間ドック健診との同時受診,早朝健診,出前健診,全国健康保険協会栃木支部との合同健診は引き続き実施するが,夜間健診はニーズが低いことから廃止する。 ・ さらなる健診機会の拡充を図るため,脳ドック健診における同時受診について健診機関と調整を進める。	・人間ドック健診との同時受診 ・ <u>脳ドック健診との同時受診</u> 健診機関と調整し随時実施 ・早朝健診 ・出前健診
	受診促進キャンペーンの実施 受診者に健康グッズ等を抽選で贈呈 当選者 55 名に対し応募 341 名(1 月末現在)	こ健康グッズ等を抽選で贈呈 年の最終申込件数を上回っており,効果的な取組		受診促進キャンペーンの実施 魅力ある健康グッズを景品としてキャ ンペーンを実施する。

16 677	主な取組	(平成 25 年	 F度), 実終	責		 評		改善点,	 今後の方向性	平成 26 年度の主な取組	
施策		lan	D (e c k		A c t	Plan	
(14)特定健康診査・ 特定保健指導の 推進	現時点で実施至平成24年度特別参考:初回面接終 ²	間が6か月かかるため , ト事業により , 実施率は4ポイント程度の伸びが						より受診率の向上を図	【特定保健指導】 【目標】特定保健指導実施率 40%		
	特定保健指導利用 特定健康診査 していたもの 同時に特定保保	月以上経過 康診査の結	後に発行	・特定健康診査の結果通知と同時に特定保健指導利 用券を発行することにより,健診結果を見て健康 に対する意識が高まっているうちに保健指導に着 手でき,実施率向上につながった。			る。 ・ <u>集団健診の受診</u> 解を深め,特定 ながるよう,傾	学の即時発行を実施す <u>参者が,健診結果の理</u> E保健指導の受診につ <u>建診結果の説明につい</u> 導入を検討する。	特定保健指導利用券の即時発行 <u>健診結果の説明について</u> ,面接方式の導 <u>入を検討</u>		
	特定保健指導実施機関の拡充 動機づけ支援・積極的支援両方 8機関 17機関 動機づけ支援のみ 0機関 66機関 計8機関 83機関				・特定保健技 向上につな)利便性が向上し,実施率の		機関との調整を継続 受診環境の整備に努め	特定保健指導実施機関の拡充 協力医療機関等の拡大を図る	
	健診サポート事業の実施 新規 保健師等の特定保健指導の実施資格を持つ者 が,特定保健指導未利用者に対して,電話による受診勧奨,訪問による受診勧奨や特定保健指導(動機付け支援)を行う。 非常勤嘱託職員(保健師1名・管理栄養士3名)で実施			・8月から開始し,5か月間での実績ではあるが, 着実に実施者数を伸ばすことができた。			・「動機付け支援」は、特定保健指導対象者の8割を占め、初回面接と6か月後の確認(電話・メールも可)で指導が完了することから、実施率の向上につながるので、引き続き健診サポート事業を実施する。	健診サポート事業の実施			
		保健指導 対象者数	電話架電	受診勧奨	訪問者数 (家族含)	特定保健 指導実施					
	動機づけ支援	910 名	850 名	746 名	134 名	30 名					
	積極的支援	241名	219名	177名	49名	-					
	合計	1,151 名	1,069名	923 名	183 名						
	12 月末現在(着手は 8 月から) 受診勧奨は電話と訪問による勧奨人数										
	様々な媒体による 特定健康診査の										

16 677	主な取組(平成 25 年度), 実績		改善点,今後の方向性	平成 26 年度の主な取組	
施策	Plan Do	C h e c k	Act	Plan	
(15)人間ドック健診・ 脳ドック健診の推進	様々な媒体による受診勧奨 広報紙(年5回),国保だより(年2回),ホームページ掲載等 受診者数【目標:2,800人】 10月末 見込(実績) 25年度 1,739名 3,050名 24年度 1,638名 2,751名 助成額10,000円(人間ドックと特定健康診査を同時受診する場合は15,586円)	・広報により被保険者の助成制度の認知が高まり, 受診者は前年度よりも約300人(10.9%)増加する見込である。	・引き続き,広報紙等様々な媒体を活用し,受診を促進する。 ・ <u>脳ドック健診については,特定健康</u> <u>診査と同時受診できるよう関係機関</u> と調整を進める。(再掲)	様々な媒体による受診勧奨 広報紙(年 5 回), 国保だより(年 2 回), ホームページ掲載等 【目標】受診者数 3,300 人 (25 年度見込比 250 人増)	
(16)健康づくり支援 事業の推進	他保険者との連携事業の推進 ・健康づくり講演会の開催(11月) (全国健康保険協会栃木支部との共催) 講師・内容: ・タニタの管理栄養士 「タニタの社員食堂健康セミナー」 ・立川らく朝(落語家・医学博士) 「ヘルシートーク「一笑健康」」 会場:とちぎ健康の森講堂 来場者:350人(うち国保230人)	・健康づくり講演会には,募集定員の 200 名を大幅 に超える 521 名の応募があり,被保険者のニーズ にあった講演会であった。 ・食事や笑いの大切さや健康への影響について来場 者に伝えることができた。	健康意識の高揚に資するため,全国 健康保険協会栃木支部と協力して講 演会を開催する。	(全国健康保険協会栃木支部との共催) 会場予定:宇都宮市文化会館 定員 500 名 日時予定:11月15日(土)午後	
宇都宮市地域・職域連携 推進協議会 国保連,協会けんぽな 医の地域保健・職域保健 の関係機関が情報共有・ 交換し,連携事とを 画・と し,平成 25 年 8 月に設置	・宇都宮市地域・職域連携推進協議会による 地域保健と職域保健が連携した事業の実施 ・情報交換により、健診受診率の向上など、 共通の課題を認識 ・受診率向上対策として、宇都宮市国民健康 保険と全国健康保険協会栃木支部の健診情 報を掲載した「働くひとの健診ガイド」の作 成を検討	・健診受診率向上への取組などが、地域保健と職域保健に共通する課題であることを共通認識できた。 ・健診の受診率向上に向けた取組として、「働くひとの健診ガイド」の作成・普及を協議会事業とすることができた。	診ガイド」について有効に普及活用 していく。	国保や全国健康保険協会に加入する事 業者の把握方法を検討し ,「働くひとの 健診ガイド」を有効活用する。	
(17)その他保健事業の推進	まな要因 被保険者の高齢化 医療技術の高度化 問題 受診 行動 生活習慣病の増大 生活習慣病の増大	多受診	医療費の適正化を図るため,新たに以下の保健事業について検討する。 ・受診適正化のための保健指導 多受診・重複受診者への保健指導 ・疾病の重症化予防 糖尿病の重症化予防事業	多受診・重複受診者への保健指導 「多受診・重複受診」をする被保険者 に,文書や訪問による保健指導を実施 する。 糖尿病重症化予防事業 「国保データベース(KDB)システム」を活用し,合併症併発により医療 費増大につながる糖尿病の重症化予防 のための保健指導を検討する。 国保データベース(KDB)システム 国保中央会が開発中のシステムで,医療レセプトデータ・特定健康診査データ・介護保険データを活用し,疾病状況や健康課題などの分析が可能。平成26年度中にサービス開始予定	

主な取組(平成25年度),実績 評 価 改善点,今後の方向性 平成 26 年度の主な取組 施策 Plan Dο Check Act Plan 《計画の目標値》 10月末現在 目 標 見込(実績) 国保経営改革プランでの目標 目標 2 5 年度 4.73% 2.25% 3 . 6 1 % 26年度 2.25% 26年度 2.25% 1人当たり医療費 2 4 年度 4.70% 2.25% 3.57% の増加率

【参考】一人当たり医療費の年度推移(国保事業年報・国保事業月報から)

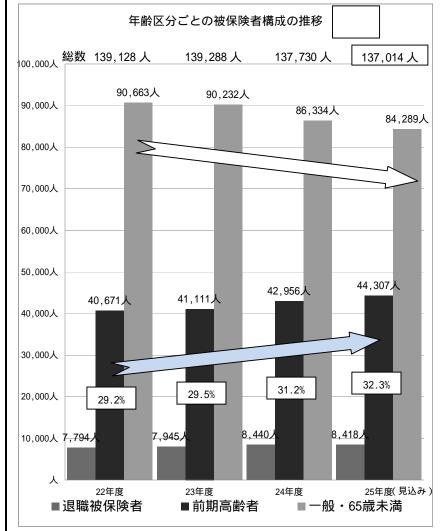
		2 0 年度	2 1 年度	2 2 年度	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度(見込)
1人当たり医療費の増加率		3.94%	2.14%	3.27%	2 . 4 4 %	3.57%	3 . 6 1 %
一人当たり医療費		258,265 円	263,787 円	272,419 円	279,059 円	289,010円	299,441 円
内	一般(65歳未満)	189,476 円	180,747 円	185,753 円	192,522 円	195,752 円	198,304 円
	前期高齢者(65歳~74歳)	389,158 円	431,029 円	447,335 円	448,917 円	462,636 円	479,573 円
訳	退職被保険者(主に60~64歳)	403,354 円	384,767 円	367,804 円	382,939 円	366,238円	367,113 円

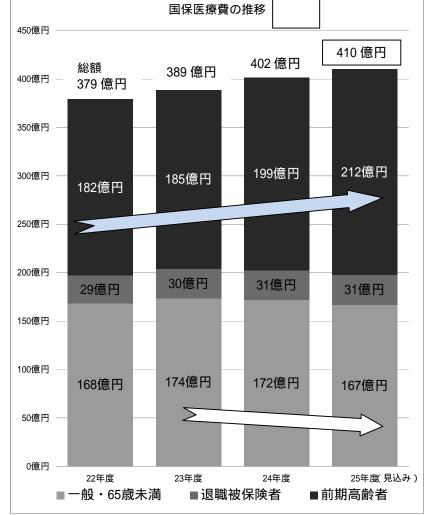
診療報酬改定状況

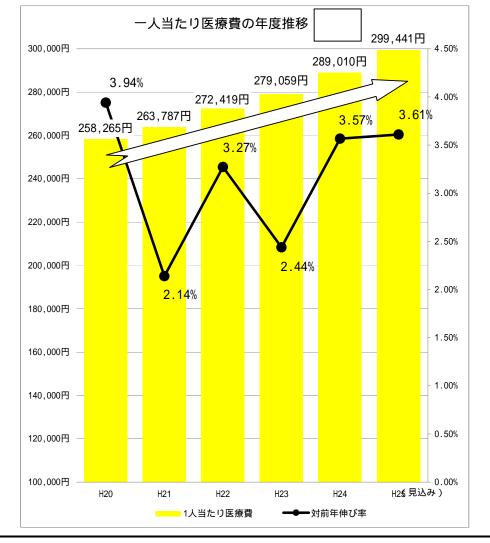
	2 2 年度	2 4 年度	2 6 年度
全体	+0.19%	+0.004%	+0.10%
本体	+1.55%	+1.38%	+0.73%
薬価	1.36%	1.38%	0.63%

3月~10月実績による推計

前期高齢者の一人当たり医療費は約479千円であり,65歳未満の被保険者と比較すると,2.4倍と大きい。 被保険者総数は減少に転じているが,減少しているのは65歳未満の被保険者で,前期高齢者は年々増加しており,被保険者の年齢構成の高齢化が進行している。 65歳未満の被保険者の医療費は被保険者数の減少により減少しているが,一人当たり医療費が高い前期高齢者の増加により,総医療費は増加している。 以上の状況から,国保全体での一人当たり医療費は,年々増加を続けている。







4 リレーションシップの構築

施策	主な取組 (平成 25 年度), 実績 Plan Do	評 価 Check	改善点 , 今後の方向性 A c t	平成 26 年度の主な取組 P l a n
(18)情報発信	国保だよりの発行 (年2回,国保被保険者全世帯に送付) 国保サポーターの活用 被保険者から公募した国保サポーター(5名)と共に 国保だよりを作成した。 ・健康づくり推進員主催のウォーキング活動,ストレッ チ活動への参加 国保サポーターの体験談を掲載 ・特定健康診査の現場取材 国保サポーターが受診する様子を現場取材し,写 真や検査項目毎の所要時間を掲載するなど具体的 に伝わるように工夫 ・健康づくり講演会	・国保だより発行後に被保険者から多くの問い合わせがあり、被保険者の健康づくりのきっかけとすることができ、また、特定健康診査受診率の向上に寄与した。	・国保サポーターの視点からの記事は 好評を得ていることから,引き続き 国保サポーターを有効に活用して, 健康づくりや特定健康診査受診率の 向上を図る。	国保だよりの発行(年2回) 国保サポーターの活用により,健康づくりや特定健康診査受診率の向上を図る。
	市民周知 広報紙,市ホームページ,窓口動画広告等を利用して, 国保事業に関する周知,情報提供を実施	・年間広報計画を策定し,国保事業に関する周知,情報提供を様々な媒体により計画的に行うことができた。	・今後とも計画的に周知,情報提供を行うとともに,保険税の税率改定や 国による各種制度改正について,効 果的に情報提供する。	市民周知 税率改定や制度改正などについての計 画的な情報提供(平成26年3月~)

5 業務改革の推進

施策	主な取組(平成 25 年度), 実績	評 価	改善点 , 今後の方向性	平成 26 年度の主な取組
	Plan Do	Check	A c t	Plan
(19)業務の効率化の 推進	窓口業務の改善策の実施 ・窓口数の柔軟対応 混雑状況に応じて資格業務と給付業務の窓口数を変更 更 実施日数:32日(主に4月,7月) 待ち時間短縮効果:35~50% ・窓口前での案内強化 混雑時は案内のための職員を配置し,要件聞き取り や届出書の事前記入依頼などを実施 実施日数:18日(主に4月,7月) 受付処理時間短縮効果:5~10% 各実施日数は1月末現在	・窓口業務の改善策の実施により,待ち時間 の短縮や受付処理時間の短縮など,市民サ ービス向上や業務効率化を図ることができ た。	・今後も継続的に業務改善を実施し,市民サービス向上や業務効率化を図る。	業務改善の実施継続的に業務改善に取り組む。

報告第3号

平成26年度国民健康保険特別会計当初予算(案)の概要について

【歳出】

(単位:百万円)

項目	平成26年度 予算案	前年度予算	前年比	増減率	主な増減	主な内容
総務費	744	573	171	29.9%	・国民健康保険システム開発委託料の増	・職員給与費
					約144	・保険者事務共同電算処理費
					・国保税オンラインシステム改修委託料の増	・一般事務費
					(電子納付の環境整備などへの対応) 約21	・賦課徴収費
保険給付費	34,833	33,265	1,568	4.7 %	・一般被保険者の医療給付費の増	〔医療給付費〕
					約1,959	・療養給付費
					・退職被保険者等の医療給付費の減	・療養費
					約363	・高額療養費 など
						〔その他〕
						・出産育児一時金
						• 葬祭費
						・審査支払手数料 など
後期高齢者支援金等	7,564	7,172	392	5.5%	・後期高齢者支援金の増に伴う増	・後期高齢者医療制度に対する支援金
介護納付金	3,201	3,122	79	2.5 %	・介護納付金の増に伴う増	・介護保険制度に対する納付金
 共同事業拠出金	5,802	5,619	183	3.2 %	・高額医療費共同事業拠出金の増	・高額な医療費の発生に備えるため,県内市町が
					約39	共同で実施している再保険制度への拠出金
					・保険財政共同安定化事業拠出金の増	
					約144	
保健事業費	269	234	34	14.7 %	・特定健康診査等事業費の増	・特定健康診査等
					約29	・人間ドック・脳ドック受診補助
						・医療費通知
その他	98	104	6	5.8%		・保険税還付金,還付加算金 など
計	52,511	50,090	2,421	4.8 %		

【 歳 入 】

項目	平成26年度	前年度予算	前年比	増減率	主な増減		主な内容
国民健康保険税	12,944	12,549	395	3.1 %	・税率改正による現年度分収納額の増		【税率等】(平成26年度より改正)
H PORCIACIONINA	,	,0.0			No 1 SALE (CO. CO.) 1 (A.) KINGHASSA	約398	・医療費分
					・過年度分収納額の減	約3	所得割6.36% 均等割25,900円 平等割19,000円 賦課限度額510,000円
							・後期高齢者支援金分
							所得割2.55% 均等割 9,800円 平等割 7,200円 賦課限度額140,000円
							・介護納付金分
							所得割2.07% 均等割10,500円 平等割 6,400円 賦課限度額120,000円
国庫支出金	12,244	11,697	546	4.7 %	・一般被保険者の医療給付費の増に伴う増		・療養給付費等負担金
							一般被保険者医療給付費等の32%
							・財政調整交付金
							一般被保険者医療給付費等の9%
							・高額医療費共同事業負担金 高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1
	2,225	2,447	222	9 1 %	・退職被保険者の医療給付費の減に伴う減		・退職被保険者分の医療給付費等に係る交付金
前期高齢者交付金		·		10.2 %	・前期高齢者数の増に伴う増		・前期高齢者の財政調整制度に係る交付金
県支出金	11,630	10,556 2,914	1,074				・財政調整交付金
宗 义 山並	3,154	2,914	240	0.2 %	・ 放放体機省の医療細門員の指に計り指		一般被保険者医療給付費等の9%
							・高額医療費共同事業負担金
							高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1
共同事業交付金	5,800	5,617	183	3.2 %	・高額医療費共同事業交付金の増	約39	
							1件800千円を超える医療費が対象
					・保険財政共同安定化事業交付金の増	約144	・保険財政共同安定化事業交付金
							1件300千円を超える医療費が対象
繰入金	4,368	4,160	208	5.0 %	・保険基盤安定繰入金の増	約75	・保険基盤安定繰入金
					・その他一般会計繰入金(法定内)の増	約147	
					・その他一般会計繰入金(法定外)の減	約14	・その他一般会計繰入金(法定内)
							事務費関係(職員給与費,事務費)等
							・その他一般会計繰入金(法定外)
							市の福祉施策によるもの(医療費の現物給付実施による国庫補助減額分等)
							国の医療保険制度改革や無所得者が多いといった国保制度の構造的な問題など による財政負担に対応するための繰入
							*特定健康診査・特定保健指導費
							* 失業者の保険税軽減分 928百万円
							* 滞納率の高い無所得者の保険税滞納相当分 等 平成27年度推計
							1,035百万円
その他	146	150	4	2.6 %			・延滞金
							・第三者納付金
計	52,511	50,090	2,421	4.8 %			